

育児休業給付金支給決定通知書（被保険者通知用）

|               |         |          |          |          |           |         |
|---------------|---------|----------|----------|----------|-----------|---------|
| 被保険者番号        | 氏名      | 性別       | 生年月日     | 出産年月日    | 受給資格確認年月日 | 休業開始年月日 |
| 5101-443526-4 | イノエ タツ  | 男        | 4-080215 | 5-071009 | 080130    | 071015  |
| 支給期間          | 賃金月額    | 賃金月額の67% | 賃金月額の50% | 支給済日数    | 支払        | 方法      |
| 071015-081007 | 483,300 | 323,811  | 241,650  | 120      | 0036237-  | 1597231 |

育児休業給付金を以下のとおり支給決定しましたので、口座振込します。

| 支給単位期間      | 就業日数 | 就業時間 | 賃金支払額 | 支給日数 | 支給率 | 支給金額     |
|-------------|------|------|-------|------|-----|----------|
| 071215-0114 | 0日   |      | 0円    | 30日  | 67% | 323,811円 |
| 080115-0214 | 0日   |      | 0円    | 30日  | 67% | 323,811円 |

1. 次回支給単位期間 1 令和 8年 2月15日～令和 8年 3月14日  
 2 令和 8年 3月15日～令和 8年 4月14日  
 2. 次回支給申請期間 令和 8年 4月15日～令和 8年 6月30日（令和 8年 3月15日～令和 8年 5月31日）  
 支給単位期間その1についてのみ申請を行うこともできます。その場合の支給申請期間は（ ）内の期間になります。

通知内容

管轄公共職業安定所 〒112-8577 文京区後楽1-9-20  
 の所在地・電話番号 TEL03-3812-8609  
 交付 令和 8年 2月 20日

飯田橋 公共職業安定所



2025. 3

## 注 意

- 1 育児休業給付金の支給について  
休業期間中の各支給単位期間（注）について、その期間において、第1面の「賃金月額」の80%以上の賃金が支払われていないこと、就業している日数が10日（10日を超える場合にあっては、就業している時間が80時間）以下であること等の要件を満たす場合に支給を受けることができます。  
この支給を受けるためには、通知内容欄に印字された次回支給単位期間について、指定された次回支給申請日に、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に育児休業給付金支給申請書を提出する必要があります。  
（注）支給単位期間とは、育児休業期間を第1面の「支給期間初日」から起算して1か月ごとに区分した各期間のことをいいます。ただし、休業を終了した日を含む期間については、休業を終了した日までの期間であり、上記の要件の他に全日にわたって休業している日が1日以上必要になります。  
なお、労働基準法による産後休業後に引き続き育児休業をする場合は、「支給期間初日」とは、休業に係る子の出産日から起算して58日目に当たる日をいいます。  
（例）出産日が4月1日であって、1歳になるまで育児休業をした場合の支給単位期間は、5月28日（支給期間初日）～6月27日、6月28日～7月27日、．．．．．、3月28日～3月30日となります。  
育児休業給付金の支給単位期間ごとの支給額は、（賃金月額）×（支給日数）×50%（休業日数（出生時育児休業を含む。）が通算して180日に達するまでの間に限り67%）として算定され、支給日数とは、一々の支給単位期間につき30日（休業終了日の属する支給単位期間については、休業終了日までの日数。）です。第1面の「賃金月額」は支給日数を30日とした場合のものであり、休業終了日の属する支給単位期間については、休業終了日までの日数を支給日数として算定される額を限度に支給されます。
- 2 添付されている支給申請書は、記載された次回支給単位期間について支給要件を満たさない場合であっても、その次の「次回支給申請期間」の指定を受けるために、指定された支給申請日に提出する必要があります。この場合、支給申請書の表題を「次回支給申請期間指定届」と訂正してください。
- 3 第1面記載の処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、処分を行った公共職業安定所の所在地を管轄する都道府県労働局雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
- 4 以上のほか、雇用保険について分からないことがあった場合には、公共職業安定所の窓口で御相談ください。